

各都道府県知事 殿
各政令指定都市の長 殿

国土交通省水管理・国土保全局下水道部長
(公印省略)

下水道法施行令の一部を改正する政令等の施行について

「下水道法施行令の一部を改正する政令」(令和 6 年政令第 2 号)が令和 6 年 1 月 4 日に公布され、令和 7 年 4 月 1 日から施行される一部の規定を除き、令和 6 年 4 月 1 日から施行される。これに伴い、「下水道法施行規則の一部を改正する省令」(令和 6 年国土交通省令第 20 号)及び「下水の水質の検定方法等に関する省令及び下水の処理開始の公示事項等に関する省令の一部を改正する省令」(令和 6 年国土交通省令・環境省令第 1 号)が令和 6 年 3 月 13 日に公布され、前者については、令和 6 年 4 月 1 日から、後者については、令和 7 年 4 月 1 日から施行される。

各政省令の施行については、下記の事項に十分留意して、適切な運用に努められるとともに、各都道府県におかれては、速やかに貴管内の市町村(指定都市を除く。)に周知方取り計らわれ、下水道行政の運営に万全を期されるようお願いする。

なお、本通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項に規定する技術的助言とする。

記

一 下水道法施行令(昭和 34 年政令第 147 号。以下「令」という。)第 6 条並びに下水の水質の検定方法等に関する省令(昭和 37 年厚生省・建設省令第 1 号。以下「共同省令」という。)第 4 条、第 6 条及び別表第 1 関係

令第 6 条第 1 項第 2 号において、公共下水道及び流域下水道からの放流水に含まれる大腸菌群数に係る基準を定めているところ、今般、大腸菌群数より正確な指標である大腸菌数を測定することが技術上可能となったことから、環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)や水質汚濁防止法(昭和 45 年法律第 138 号)といった関係法令に基づく大腸菌群数に係る水質基準について大腸菌数に係る基準に変更されることを踏まえ、放流水に含まれる大腸菌群数に係る基準についても大腸菌数に係る基準(1 ミリリットルにつき 800 コロニー形成単位以下)に改正することとした。

また、大腸菌群数に係る検定については、共同省令第 6 条及び別表第 1 において、デソオキシコール酸塩基質培地(デソオキシコール酸ナトリウムを主成分とする培地)を用いた方法に

よることとしているところ、令第6条第1項第2号の改正に伴い、大腸菌数の検定方法として5-ブロモ-4-クロロ-3-インドリル-β-D-グルクロニドを含む寒天培地を用いた平板培養法を規定するとともに、試料の採取後検定に着手すべき時間を見直すこととした。

なお、令第6条第1項第2号の改正に伴い、令第9条の11第1項第6号が改正されたことを踏まえ、「標準下水道条例の改正について」（令和6年国水下企第81号）において標準下水道条例（昭和34年11月18日付厚生省衛発第1108号・建設省計発第441号）を改正したので、留意のうえ適切に対応されたい。

二 令第9条の4関係

令第9条の4第1項第5号において、特定事業場からの下水の排除の制限に係る水質の基準を定めているところ、今般、六価クロム化合物の人体に対する影響の正確な評価が可能となったことから、環境基本法や水質汚濁防止法といった関係法令に基づく水質基準が強化されることを踏まえ、特定事業場からの下水の水質基準についても、1リットルにつき六価クロム0.2ミリグラム以下に強化することとした。また、令第6条第3項により、放流水の水質基準についても同様に、水質汚濁防止法における排水基準の強化に伴い1リットルにつき六価クロム0.2ミリグラム以下に強化されることに留意し、適切に対応されたい。

なお、「水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令」（令和6年環境省令第4号）附則第2条において、当該省令の施行日である令和6年4月1日に現に設置されている特定施設を設置する特定事業場（水質汚濁防止法第2条第6項に規定する特定事業場をいう。）の排出水の六価クロム化合物に係る排水基準は、当該省令の施行の日から6月間（当該施設が水質汚濁防止法施行令別表第3に掲げる施設である場合にあっては、1年間）は、改正前の基準を適用することとしており、また、電気めっき業に属する特定事業場からの排出水については、当該省令の施行の日から3年間は暫定排水基準として1リットルにつき六価クロム0.5ミリグラムを適用することとしている。これらの経過措置については、令第9条の4第5項における「緩やかな排水基準」として、下水道法上の特定事業場から下水道に排除される下水においても同様に適用されることとなり、同条第1項第5号の改正による規制強化が同改正の施行日より直ちに適用されるものではないため留意されたい。

三 令第15条及び第15条の3並びに下水道法施行規則（昭和42年建設省令第37号。以下「省令」という。）第17条関係

令第15条及び第15条の3並びに省令第17条において、公共下水道及び流域下水道の設計者等に必要な資格要件を規定しているところ、規制改革実施計画（令和4年6月7日閣議決定）において、全国の下水道事業者に対し、資格者に関する現状や資格要件に関する意見等についてアンケート調査を実施し、資格取得に必要な学歴による実務経験年数の現行の差異が合理的であるか、また、既に資格要件の一つの選択肢として位置付けられている技術士以外の国家資格等を有効活用することで必要な実務経験年数を緩和することができないかどうか留意して検討を行い、その結果に基づいて速やかに必要な見直しを行うこととされたことを踏まえ、当該資格要件を以下のとおり緩和することとした。

- ①下水道の設計等を行う者の実務経験年数を2年短縮。
- ②電気（工学）科、機械（工学）科の卒業者に係る資格要件を追加。
- ③建設業法による技術検定に合格した者（一級土木施工管理技士）に係る資格要件を追加。

四 その他

今般の改正事項のうち、一については、令和7年4月1日から、二及び三については、令和6年4月1日から施行することとした。